

ご家族が行方不明になることが心配な方へ 豊田市のサービスをご利用ください

地域の
見守りの目で
安心



いなくなっても
すぐに捜せて
安心

詳細は
裏面へ

◎ 行方不明になる前に・・・

徘徊高齢者・障がい者等 事前登録制度

・行方不明になる可能性のある方の情報を登録し、見守りにつなげます。



認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

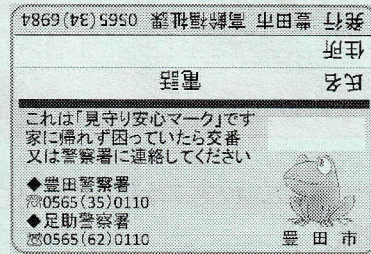
対象者(徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度の利用者であることなど、詳細は裏面参照)が、他人の財物を壊したことなどにより、法律上の賠償責任を負う場合、1事故につき1億円を限度に補償します。

- ※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。
- ※自己負担額なし



見守り安心マーク

- ・アイロンで服に貼れます。
- ・無料で配布します。(年間10枚まで)



徘徊者捜索機器(GPS) 利用促進補助金

認知症などにより行方不明になるおそれがある高齢者等のための、GPS機器(居場所を知らせる装置)の導入費用を助成します。

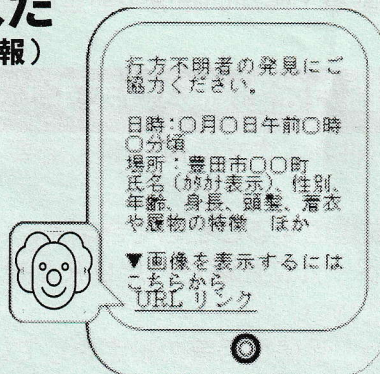
◎ 万が一、行方不明になったら・・・

かえるメールとよた

(緊急メールとよた 行方不明者情報)

- ・行方不明高齢者情報を登録者へメール配信します。
- ・ひまわりネットワーク(字幕)、ラジオ・ラビート放送でも情報発信します。
- ・協力機関(自治区、民生委員、消防本部、地域包括支援センター)にも情報提供します。

※上記に加え、行方不明者情報を防災ラジオ、防災行政無線で放送する場合があります。



メール配信

・メール画面イメージ

・字幕イメージ



放送で情報発信

豊田市徘徊高齢者・障がい者等家族支援事業の概要

豊田市では、認知症等で行方不明になる可能性のある方とそのご家族へ、さまざまなサービスを行っています。まずはお気軽にご相談ください。

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度

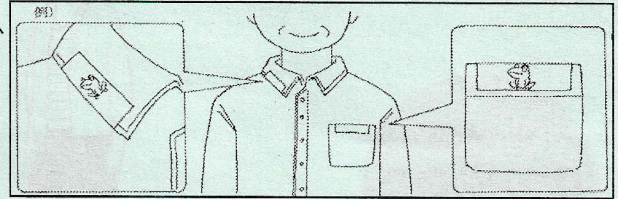
見守り安心マーク

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定のある方等

▼申込方法

高齢福祉課又は地域包括支援センターに申込書を提出
※見守り安心マークは、マークに連絡先を書き、アイロンで洋服のエリやポケット等に貼って使います。



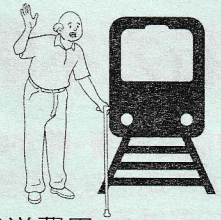
個人賠償責任保険事業

▼対象者

徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度利用者と、歩行が可能で行方不明になる可能性があり、他に同様の保険に加入していない方

▼補償対象例：対象者の以下の行為等による損害賠償

- ①線路に立ち入り、電車等を止めてしまった場合に、鉄道会社から請求される振替輸送費用
 - ②他人の財物を壊したことによって負担する費用 など
- ※暴行に起因する賠償責任等、保険金が支払われない場合があります。



GPS機器助成（徘徊者捜索機器利用促進補助金）

▼対象者

市内在住で行方不明になる可能性のある65歳以上の方、65歳未満で要介護・要支援認定を受けている方

▼申請者（家族）

市内在住で対象者の早期発見のためにGPS機器を適切に使用・管理できる方

▼補助対象経費（上限22,000円（税込み））

GPS機器の導入費用（本体、充電器、専用ケース等）、契約手数料

※上記以外（月額使用料等）は利用者負担です。補助は対象者1人につき1回まで。

▼手続きの流れ

- ①高齢福祉課又は地域包括支援センターで機器購入に関して相談し、業者と契約し、機器の利用を開始
- ②市指定の補助金申請書類を作成して市に提出し、補助金交付を受ける

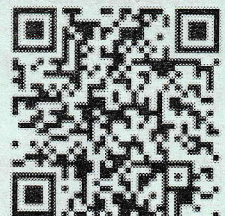
かえるメールとよた 緊急メールとよた（行方不明者情報）

▼利用方法

高齢者等が行方不明になった際に、ご家族等が警察で行方不明者届を提出した後、市への情報提供書を記載・提出（警察から市へFAX）※徘徊高齢者・障がい者等事前登録制度登録者は110番通報後なら利用可能

地域の皆様へ：メール登録にご協力をお願いします！

- ① t-toyota-city@sg-p.jp へ空メール（件名、本文に何も書く必要はありません）を送信してください。
※右のQRコードを読み取ってメールを送信することもできます。
- ② すぐに仮登録メールが送信されます。メールに記載されたURLをクリックして登録画面に進み、手続きをしてください。
※仮登録メールを受信していただくため、受信拒否等の設定をしている場合は、ドメイン：@city.toyota.aichi.jp の受信許可設定をお願いします。



【お問合せ】 豊田市福祉部 高齢福祉課 電話：0565-34-6984